

第3章　日の出町における自殺対策について

1 基本施策

日の出町における自殺対策の課題に沿った対策を、下記の5つの基本施策としてまとめ取り組みを進めていきます。

【基本施策】

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策 3 住民への啓発と周知

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 具体的な取り組み

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

町民の悩みごとに対して、また、相談された町民が困らないように支援するため、医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関が顔の見える関係を築きながら協働する地域支え合いネットワークを構築します。そのネットワークを通じて自殺対策を推進していきます。

取組み	内容	担当課
日の出町自殺対策推進協議会の開催	日の出町自殺対策推進協議会を定期的に開催し、当町の自殺対策の具体的な取り組みを協議または実行します。	いきいき健康課
日の出町自殺対策推進本部会議の開催	庁内に設置された日の出町自殺対策推進本部会議を定期的に開催し、横断的な自殺対策に取り組みます。	全課
地域での自殺対策ネットワークの推進	健康づくり推進員活動など自治会の活動にて地域とのつながりを深め孤立を防ぎます。また自殺の現状や自殺対策の理解を深め、地域での自殺対策となるネットワークを広げるよう協力を呼びかけます。	いきいき健康課
子どもの見守り・助け合いのネットワークの強化	民生・児童委員等との連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークを強化します。	子育て福祉課 学校教育課
在宅・介護・医療の連携の推進	地域包括支援センターを核として地域関係機関との連携を強化し、生活支援サービスの充実を図ります。	いきいき健康課
地域の見守りの充実	自治会の防犯パトロールや、自治会の活動を通じて、地域住民の見守り体制の充実を図ります。	生活安全安心課
特定の問題に対する連携・ネットワークの強化	生活困窮や虐待等、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階で問題解決ができるよう、各課窓口や関係機関との連携を図り、包括的・継続的な支援体制を整備します。	全課

基本施策2　自殺対策を支える人材の育成

自殺対策に関わるこころの健康づくりやゲートキーパーを担う人材の育成に努め、自殺対策の普及啓発や自殺防止の活動を進めていきます。また、住民の困りごとに気づき支援できる町職員も自殺対策の担い手として育成します。

取組み	内容	担当課
健康づくり推進員による こころの健康づくりの実施	健康づくり推進員による、こころの健康への理解を深める取り組みを行います。	いきいき健康課
町民向けゲートキーパーの 育成講座の開催	ゲートキーパー養成講座を行い、人材育成に努めます。	いきいき健康課
窓口等の業務を担う職員への 自殺対策研修の実施	こころの健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識するための研修や、ゲートキーパー養成講座等を行うことで、人材育成に努めます。	いきいき健康課 総務課

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺対策について知られていないことから、まずは自殺対策についての周知に取り組んでいきます。自殺は追い込まれた末の死であり、そのような状況にならないよう、こころの健康づくりや、相談先の情報提供などの周知を行っていきます。

また、自殺に至る心情や背景への理解、困りごとがあった時の支援の求め方、支援が必要な人への援助の仕方などを啓発していきます。

取組み	取組内容	担当課
自殺対策週間・月間の取り組み	東京都の9月と3月を自殺対策強化月間に合わせ、広報やツイッター等にて普及啓発を行います。	いきいき健康課 総務課
自殺予防に関する情報提供	誰もが自殺予防に関する情報を容易に入手できるよう、広報やホームページ、関係機関のネットワーク等を通じて自殺予防に関する正しい知識・的確な情報を包括的に提供します。	いきいき健康課 総務課
こころの健康づくりや自殺予防に関する講座の開催	町民や町職員、関係機関を対象に、自殺予防やこころの健康づくりをテーマとした講座を実施します。	いきいき健康課
様々な機会を活用した自殺予防に関する啓発の推進	町民向けの講演会やイベント開催時に、リーフレットの配布や町民が集まる施設にポスター掲示など、自殺予防の普及啓発に努めます。	いきいき健康課 文化スポーツ課 子育て福祉課
若者世代への啓発の推進	ツイッターやメール等にて、相談窓口の周知啓発を行います。	いきいき健康課
各種相談窓口の周知	こころの健康づくりの知識や相談先の案内等の情報や、東京都や民間事業が実施している電話相談やSNS相談等の周知を行います。 就労、経済、生活、住宅、教育等、様々な悩みに対する窓口支援を強化し、適切な対応に努めます。 併せて、西多摩くらしの相談センター等の関係機関の情報提供に努めます。	いきいき健康課 子育て福祉課 町民課 建設課 学校教育課 産業観光課 税務課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は生きることを支援する取り組みです。誰もが生き生きと暮らせるような取り組みが、自殺対策でもあるのです。こころとからだの健康、生活の充実、やりがいや生きがいなど、町民の生活や生きることを支援していくことで、自殺予防に取り組みます。

取組み	取組内容	担当課
子育て世帯への切れ目のない支援	子どもの健全な育成のために、妊娠期から子育てに関する不安軽減や問題解決への支援を行います。	いきいき健康課
要支援家庭の早期発見と適切な支援	要支援状態にある子育て世帯を早期に発見し、保育や療育など適切な支援につなげます。	いきいき健康課 子育て福祉課
心身の健康に関する相談	病気や療養に関する相談や精神保健相談を実施します。	いきいき健康課 子育て福祉課
ひきこもり者に対する支援	ひきこもり状態の方の相談、社会参加につながる支援をしていきます。 併せて、西多摩くらしの相談センター等の関係機関の情報提供に努めます。	いきいき健康課 子育て福祉課
居場所づくりの充実	健康づくり、介護予防、子育て支援、放課後子ども教室等の各種事業を通じて、地域住民との交流を図り、安心して過ごせる居場所をつくり、孤立を予防していきます。	いきいき健康課 子育て福祉課 文化スポーツ課
生きがいづくり	生きがいのある生活を送るための、生涯学習への参画や、高齢者が長年の経験や知識を生かして、働く生きがいづくりの場を支援します。	文化スポーツ課 いきいき健康課
高齢者支援	高齢者が地域で交流できる、住民主体の介護予防に資する「通いの場」の活動を支援します。また、誰もが安心して暮らせる地域づくりとして認知症カフェ事業の運営や認知症サポーターの養成等認知症対策を行います。	いきいき健康課

取組み	取組内容	担当課
生活困窮者への支援	生活困窮の解消に向けた支援等に向け、関係機関との連携を図ります。併せて、西多摩くらしの相談センターや青梅公共職業安定所等関係機関の情報提供に努めます。	子育て福祉課 産業観光課
就労支援	青梅公共職業安定所や障がい者就労・支援センター等の情報提供に努めます。	産業観光課 子育て福祉課
DV 被害者等への対応の充実	DV被害を受けている人に対して、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行います。	子育て福祉課

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

自殺に対して子どもの頃から教育が必要です。これまででも、こころとからだを守る、命の大切さがわかる、ストレスの対処法を身につけるなどに取り組んできています。これらの取り組みと共に、悩んだ時に子ども自身が SOS を出せるように教育していきます。また、子どもの SOS に応えられるよう、友人関係や親子関係の問題、いじめや非行、就学や進学など子どもにかかわる問題への対応を充実します。

取組み	取組内容	担当課
命の大切さや人権など	児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけるとともに、社会貢献の精神を育むため、学校・家庭・地域が協働して「豊かな心」を育む人権教育を推進します。	学校教育課
SOS の出し方に関する教育の推進	児童・生徒の援助希求行動の育成や、SOS を見逃さない見守りを強化するとともに、授業において自殺対策関連の取組を図ります。	学校教育課
教育相談	教育相談室の体制を強化し、支援を必要としている児童・生徒・保護者・学校への相談機能の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育	小・中学校における教育相談・支援教育機能のさらなる充実を図り、東京都の特別支援教育推進計画の動向を踏まえた支援学級の在り方や適切な設置について検討していきます。	学校教育課
いじめや不登校等の児童・生徒の支援	「日の出町公立学校いじめ防止基本方針」に則ったいじめ防止対策の充実を図ります。 不登校児童・生徒が卒業後の進路選択や自立に向けて、社会とつながることを支援します。	学校教育課
青少年対策	青少年問題協議会の調整機能を生かし、青少年委員事業、青少年健全育成会事業などの充実を図ります。	文化スポーツ課

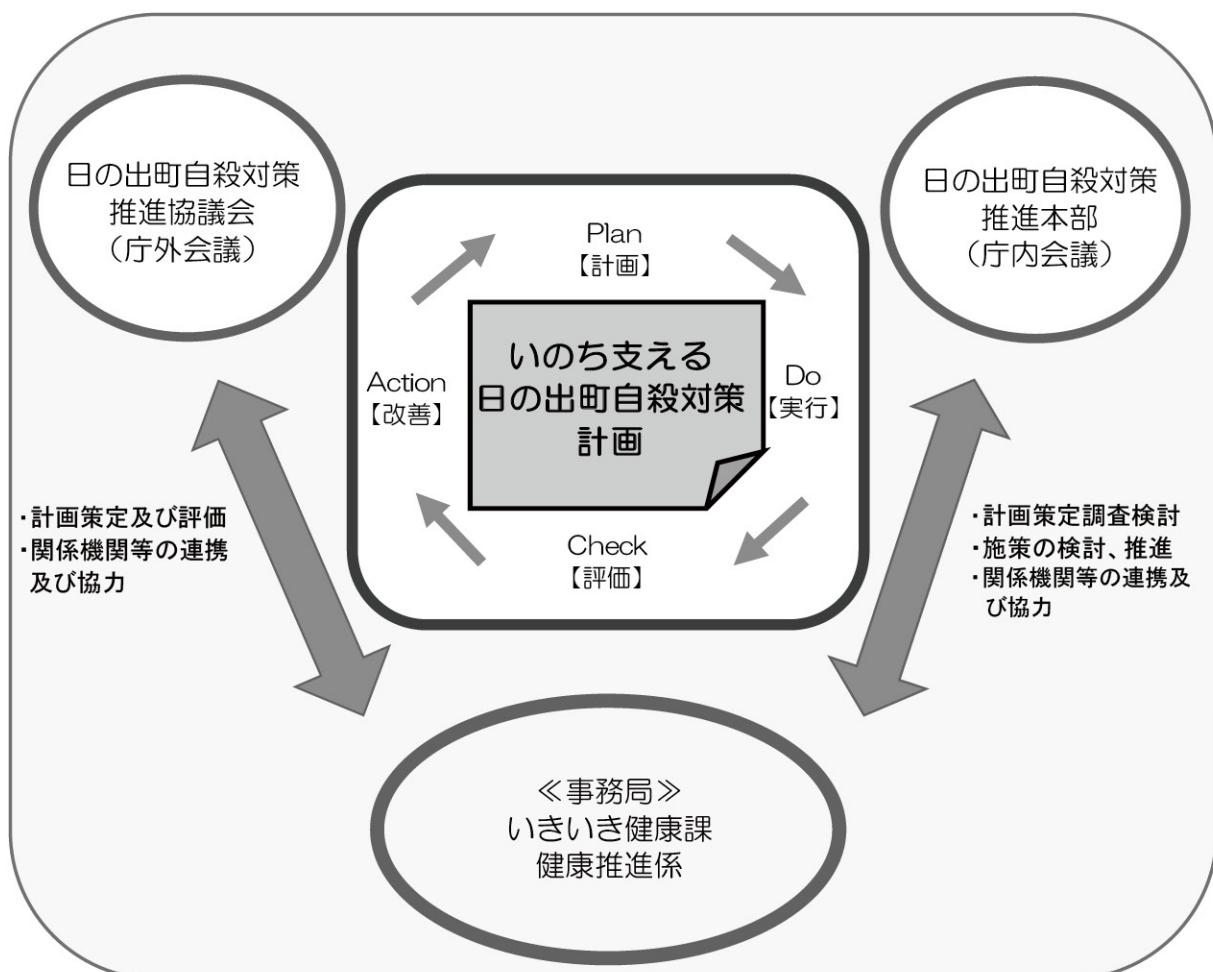
第4章 計画の推進に向けて

1 計画推進体制

「日の出町自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について府内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「日の出町自殺対策推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、PDCA サイクルにより評価を行い、日の出町自殺対策推進協議会での意見を取り入れ、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



第5章 資料編

資料1 日の出町自殺対策推進本部設置要綱

令和元年9月18日
告示第35号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、府内関係部署等の相互の密接な連携と協力により、日の出町における自殺対策を総合的に推進することを目的として、日の出町自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定に係る調査、検討に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の検討、推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等との連携強化に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 町長
- (2) 副本部長 副町長
- (3) 本部員 町長が必要と認める者

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に、本部長及び副本部長各1名を置く。

- 2 本部長は、推進本部の事務を掌理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部員は、やむを得ない事情により出席できない場合は、当該所属課等の職員を出席させることができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 本部員及び推進本部に出席した者は、そこで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料2　日の出町自殺対策推進本部名簿

区分	役職
本部長	町長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
委員	企画財政課長
委員	総務課長
委員	生活安全安心課長
委員	税務課長
委員	町民課長
委員	子育て福祉課長
委員	まちづくり課長
委員	建設課長
委員	産業観光課長
委員	学校教育課長
委員	指導室長
委員	文化スポーツ課長
委員	学校給食センター
委員	社会福祉協議会事務局長
委員	観光協会事務局長
委員	シルバー人材センター 事務局長
委員	サービス総合センター 総務課長
委員	いきいき健康課長

資料3　日の出町自殺対策推進協議会設置要綱

令和元年9月18日
告示第36号

(設置)

第1条　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の密接な連携を確保し、日の出町における自殺対策を総合的に推進することを目的として、日の出町自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)　自殺対策計画の策定、評価に関すること。
- (2)　自殺対策に係る関係機関及び関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3)　その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条　協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから日の出町長が委嘱する。

- (1)　関係機関及び関係団体の代表者
- (2)　関係行政機関の職員
- (3)　その他町長が認めた者

(任期)

第4条　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2　会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。なお、委員が出席できない場合は、所属する機関及び団体の中で、委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 3　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条　委員及び協議会に出席した者は、そこで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(協議会招集の特例)

2 第3条第2項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(任期の特例)

3 この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日の翌々年の3月31日までとする。

資料4　日の出町自殺対策推進協議会委員名簿

* ○協議会会長 □協議会副会長

	関係機関名	役職等	氏名
1	日の出町医師会	会長	神尾 重則
2	警視庁五日市警察署	生活安全課長	久保川 慎治
3	東京消防庁秋川消防署	警防課長	北原 広行
4	東京都西多摩福祉事務所	管理担当	小日向 貢
5	日の出町社会福祉協議会	次長	橋本 哲也
6	日の出町民生・児童委員協議会	会長	古山 博大
7	青梅公共職業安定所	職業相談第2部門	金子 桂一
8	日の出町商工会	商業部会長	高田 博彦
9	日の出町小中学校校長会	会長	小原 正弘
10	日の出町自治会長連合会	会長	木住野 義明
11	日の出町悠友クラブ連合会	会長	山中 則義
12	日の出町福祉協力員	代表	田中 正行
13	日の出町健康づくり推進員	代表	原嶋 智恵子
14	NPO法人 OVA	代表理事	伊藤 次郎

任 期：令和元年10月21日から令和3年3月31日

事務局：いきいき健康課 健康推進係

資料5 パブリックコメントについて

いのち支える日の出町自殺対策計画のパブリックコメントを実施しました。

1 意見募集概要

(1) 期間

令和元年2月21日（金）から3月2日（月）まで

(2) 周知方法

ホームページ

(3) 閲覧場所

保健センター、図書館、ホームページ

(4) 意見受付方法

閲覧場所に備え付けの用紙またはホームページからダウンロードした用紙へ
意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

- ・直接保健センター窓口へ提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール

2 募集結果

提出者 1名

意見数 5件

資料6 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにし

なければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

いのち支える日の出町自殺対策計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

.....
令和 2 年 3 月発行

発 行 日の出町いきいき健康課
住 所 〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井 2780
電 話 042-597-0511 (代表)